

第4章 給水装置の構造及び材質

第4章 給水装置の構造及び材質

1 給水装置の構造及び材質の基準

給水装置の構造及び材質は、政令第6条及び省令で規定されているものうちから、使用箇所等を考慮して最も適正なものを選定する。

- (1) 衛生上無害であること。
- (2) 一定水圧（試験水圧1.75Mpa・1分間）に耐えること。
- (3) 容易に破損又は腐食しないこと。
- (4) 損失水頭が少なく、過大な水撃作用を生じないこと。
- (5) 当該装置以外の水管その他の設備に直接連結しないこと。
- (6) 前各号に規定する基準を適用するについて、必要な技術的細目は国土交通省令を参照すること。

2 給水管及び給水装置用具の選定

法第16条では、給水装置の構造及び材質が改令で定める基準に適合していないときは、供給規程に定めるところにより、給水申込みの拒否又は給水停止ができるとしている。政令第6条は、法第16条の判断基準であることから、給水装置の構造・材質の適正を確保する上で満たすべき必要最小限の要件を基準化している。

また、給水装置については、法第16条に基づいて政令第6条に構造・材質基準が定められている。この基準は、給水装置に用いる個々の給水管及び給水用具の性能維持のための性能基準と、給水装置工事の施行の適正を確保するために必要な具体的な判断基準が定められているので基準適合品の確認を行い使用しなければならない。

なお、市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。（条例第8条の2 給水管及び給水用具の指定）

法第16条及び政令第6条（給水装置の構造及び材質の基準）の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおり。

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の用量に比し、著しく過大でないこと。

- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破壊、浸食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、省令に個々の給水管及び給水用具が満たすべき性能、その定量的な判断基準（性能基準）及び給水装置工事が適正に施工された給水装置であるか否かの判断基準が定められている。

3 給水装置用材料

給水装置に使用する材料は、政令第6条で規定する給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に適合した製品で、使用場所に適したものを使用する。

その使用にあたっては、自己認証品、第三者認証、日本工業規格（JIS）、日本水道協会規格品（JWWA）等であることを、必ず確認すること。

(1) 認証品

ア 自己認証

政令及び省令により、構造・材質基準が明確化、性能基準化されたことから、製造業者や販売業者が自らの責任において基準適合性を消費者に対して証明し、製品の販売を行うことができる。

なお、自己認証の具体例としては、製造業者等が性能基準適合品であることを示す自社検査証印等の表示を製品等に行うこと、製品が設計段階で基準省令に定める性能基準を満たすものとなることを示す試験証明書及び製品品質の安定性を示す証明書を製品の種類ごとに指定工事業者等に提示すること。

イ 第三者認証

製造業者等との契約により、中立的な第三者認証機関が製品試験、工場検査等を行い、基準に適合しているものについては基準適合品として登録して認証製品であることを示すマークの表示を認める方法があるが、これは製造業者等の希望に応じて任意に行われるものであり、義務付けられるものではない。

第三者認証を行う機関の要件及び業務実施方法については、国際整合化等

の観点から、ISO のガイドラインに準拠したものであることが望ましい。

(2) 認証マークの表示

ア 第三者認証機関は、基準を満たしていることを認証した製品に限って、認証マークの表示をすることが認められている。

イ 第三者機関として、(社)日本水道協会(JWWA)を含め、(財)日本ガス機器検査協会(JIA)、(財)日本燃焼器具検査協会(JHIA)、(財)電気安全環境研究所(JET)、Underwriters Laboratories Inc.(UL)の5機関がある。

ウ 国土交通省並びに第三者認証機関のインターネットによる情報入手先は次のとおり。

給水データベース

名 称	ホームページアドレス
国土交通省給水装置データベース	https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00005.html

第三者認証業務を行っている機関とホームページアドレス

名 称	ホームページアドレス
(社)日本水道協会(JWWA)	http://www.jwwa.or.jp/
(財)日本ガス機器検査協会(JIA)	http://www.jia-page.or.jp/
(財)日本燃焼器具検査協会(JHIA)	http://www.jhia.or.jp/
(財)電気安全環境研究所(JET)	http://www.jet.or.jp/
(株)UL Japan	https://japan.ul.com/

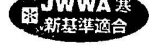
日水協検査部検査合格品の検査証印の表示

	品名	表示方法	
		区分	位置
管 類	ステンレス鋼管（うす肉）	ゴ ム 印	管の一端に 1 ヶ所
	ビニル内張鋼管	吹 付 刷 込 押 印	
	ポリ粉体ライニング鋼管		
	銅管		
継手類	ポリ管継手	押 印 又 は 打 刻	胴部に 1 ヶ所
	ビニル管継手（H I を含む。）	容 易 に 消 え な い 方 法	端面又は見易い場所に 1 ヶ所
	ステンレス鋼管用継手（ステンレス製）	ゴ ム 印	見易い箇所に 1 ヶ所
	銅管継手（銅製）		
	樹脂コーティング管継手		
弁 類	給水栓類、減圧弁、安全弁	シ ー ル	本体に 1 ヶ所
直結器具	直結器具、ユニット化装置		
付属具類	水栓柱	ゴム印・刻印 又はシール	表示板の指定ヶ所

日水協（検査部）検査証

区 分	形 状		備 考
証 印			打刻、押印、吹付け、鋳出し 2mm、3mm、4mm、6mm、9mm、 15mm、18mm、25mm、30mm
証 紙			水栓類、浄水器 10mm×25mm 地色（青色）、文字（銀色）
			湯沸器類 10mm×25mm 地色（赤色）、文字（銀色）
			浄水器交換用カートリッジ 10mm×25mm 地色（緑色）、文字（銀色）
			水栓类等（仕様書品） 10mm×25mm 地色（緑色）、文字（銀色）

日水協（認証センター）検査証印

	区 分	形 状		備 考
基本性能基準適合品	証 印		 合	打刻、ゴム印、鋳出し、印刷等 6 mm、8 mm、11 mm
	証 紙	  	  	＊：日本水道協会記章 JWWA：Japan Water Works Association の略号 共：一般・寒冷地用共用仕様製品 寒：寒冷地仕様製品 10 mm×25 mm 地色（青色）、文字（銀色）
特別基準適合品	証 印		 合	打刻、ゴム印、鋳出し、印刷等 6 mm、8 mm、11 mm
	証 紙			10 mm×25 mm 地色（青色）、文字（銀色）

日本燃焼器具検査協会検査証印

区 分	形 状	備 考
指 定 無 し	  	JHIA：「日本燃焼器具検査協会」の略称 共：一般・寒冷地共用仕様製品 寒：寒冷地仕様製品 大きさ：10mm×25 mm又はこの拡大縮小 色：地色（青色）、文字（黒色）を推奨

日本ガス機器検査協会検査証印

区 分	形 状	備 考
証 票		JIA :「日本ガス機器検査協会」の略称

電気安全環境研究所検査証印

区 分	形 状	備 考
指 定 無 し		JET :「電気安全環境研究所」の略称 大きさ：指定せず 色：単色(青又は黒を推奨、ただし鋳出しを除く)